

大阪市における総合区の設置に関する制度案【副首都推進局案】

本市においては、さらなる住民自治の拡充並びに都市機能の強化及び二重行政の解消をめざし、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の20の2に規定する総合区を設置するものとする。

住民自治の拡充に向けた制度設計にあたっては、総合区長の権限を拡充するとともに、総合区長の権限を最大限発揮できる仕組みや住民意見を反映するための仕組みを構築するものとする。

一方、市長は市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組み、引き続き、都市機能の強化や二重行政の解消に関して、法第252条の21の2に規定する指定都市都道府県調整会議において大阪府知事と協議・調整を行い、具体化に取り組むものとする。

1 総合区の設置

(1) 総合区の名称及び区域並びに総合区の事務所（以下「総合区役所」という。）の位置、名称及び所管区域

総合区の区域並びに総合区役所の位置及び所管区域は、次の表（総合区役所の位置の項並びに総合区の区域及び総合区役所の所管区域の項に掲げるものに限る。）のとおりとする。

なお、総合区の名称及び総合区役所の名称については、法第252条の20の2第1項及び第2項の規定に基づき定めることとされている総合区の名称及び区域並びに総合区役所の位置、名称及び所管区域並びに総合区役所が分掌する事務に関する条例（以下「総合区設置条例」という。）制定後、総合区設置の日までに住民の意見を踏まえて定めるものとするが、それまでの間における総合区の名称及び総合区役所の名称は、次の表（総合区の名称の項及び総合区役所の名称の項に掲げるものに限る。）のとおりとする。

総合区の名称	総合区役所の位置	総合区役所の名称	総合区の区域及び総合区役所の所管区域
第一区	現 淀川区十三東2丁目3番3号 (現淀川区役所)	第一総合区役所	現淀川区及び現東淀川区の区域
第二区	現 北区扇町2丁目1番27号 (現北区役所)	第二総合区役所	現北区、現都島区及び現旭区の区域
第三区	現 福島区大開1丁目8番1号 (現福島区役所)	第三総合区役所	現福島区、現此花区、現港区及び現西淀川区の区域
第四区	現 城東区中央3丁目5番45号 (現城東区役所)	第四総合区役所	現東成区、現城東区及び現鶴見区の区域
第五区	現 西区新町4丁目5番14号 (現西区役所)	第五総合区役所	現中央区、現西区、現大正区及び現浪速区の区域
第六区	現 天王寺区真法院町20番33号 (現天王寺区役所)	第六総合区役所	現天王寺区、現生野区及び現阿倍野区の区域
第七区	現 住吉区南住吉3丁目15番55号 (現住吉区役所)	第七総合区役所	現住之江区、現住吉区及び現西成区の区域
第八区	現 平野区背戸口3丁目8番19号 (現平野区役所)	第八総合区役所	現東住吉区及び現平野区の区域

※別図参照

(2) 総合区長が執行する事務

総合区長は2に掲げる事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）のほか、条例、規則等に基づき総合区長が執行することとされた事務を執行するものとする。

2 総合区役所の分掌事務

総合区役所が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合区の区域における行政運営に係る企画及び総合調整に関する事項
- (2) 総合区の区域内における住民に身近な道路・公園の維持管理その他の地域づくり及び安全で安心なまちづくりに関する事項
- (3) 総合区の区域内における保育所の管理運営その他の社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項
- (4) その他総合区の区域内における住民に身近な行政サービスに関する事項

上記事務のうち、現在の24区役所が実施しており、引き続き総合区役所が実施する事務は別表1のとおり、現在の局・室から移管して総合区役所が実施する事務は別表2のとおりとする。なお、住民に対する窓口事務や市民協働関係事務などについては、9に規定する地域自治区単位で実施するものとし、別表3のとおりとする。

3 教育委員会の権限に属する事務の取扱い

教育委員会権限に属する事務で総合区の区域における住民に身近なものについては、次のとおり取り扱うよう、教育委員会と必要な協議を行うこととする。

- (1) 2に掲げる総合区役所が分掌する事務については、総合区長が、法第180条の7の規定による委任又は補助執行により実施する。
- (2) 2に掲げる総合区役所が分掌する事務以外の事務については、総合区長を除く総合区役所の職員が、法第180条の3の規定による兼務により実施する。

4 総合区役所の組織体制等

(1) 総合区役所の組織体制

総合区役所に、特別職の総合区長を補佐するため、局長級の副区長を設置するとともに、事務・組織の移管に見合った体制の整備及び総合区の区域に係る政策・企画機能の強化のため、部長級による部制を導入するものとする（イメージ図参照）。具体的な組織体制等については、総合区設置条例制定後、総合区設置の日までに決定するものとする。

(2) 総合区役所の職員配置

総合区役所に、分掌事務に応じた職員を配置する。ただし、総合区役所の職員及び局の職員の合計数は、概ね現行の区役所の職員及び局の職員の合計数の範囲内とする。

(3) 総合区長の職員任免権

総合区長は、法第252条の20の2第9項の規定に基づき、任命権者として、総合区役所の職員に関する人事配置、採用、昇任、懲戒・分限処分等の権限を行使するものとする。ただし、同項ただし書により、規則で定める職員を任免する場合には、あらかじめ市長の同意を得るものとする。

総合区長は、上記権限の行使にあたっては、市全体の人事行政との調和や他の任命権

者との均衡を踏まえて判断するものとする。

5 総合区の予算

(1) 総合区長が執行する予算

総合区長が執行する予算は、総合区役所が分掌する事務に係るものとする。

なお、総合区長は、その管理する資産の有効活用などの新たな歳入確保に努めるものとする。

(2) 総合区長の予算意見具申権

総合区長は、法第 252 条の 20 の 2 第 10 項の規定に基づき、総合区長が執行する予算について、市長に対して意見を具申できるものとする。

総合区長は、各局所管の予算のうち総合区の区域内における住民に密接に関わるものについても、必要に応じて市長に意見を具申できることとし、条例、規則等の必要な規定整備を行うものとする。

(3) 市長と総合区長の意見交換の場の設定

市長は、翌年度の予算編成の方針策定にあたって、総合区長と意見交換する場を設定するものとする。

市長は、予算の編成過程で、総合区長が策定した総合区の予算案について、総合区長と意見交換する場を設定するものとする。

6 政策協議の場の設定

市長は、市政運営の方向性や政策について、総合区長と意見交換する場を設定し、各局が分掌する事務のうち、総合区の区域内における住民に密接に関わるものについて、必要に応じて総合区長が調整・関与できる仕組みとする。

7 総合区長の管理財産

総合区役所の分掌事務の執行に必要となる住民に身近な財産は、総合区長が管理するものとし、総合区長が管理することとなる財産は、総合区設置条例制定後、総合区設置の日までに決定するものとする。

8 総合区政会議

(1) 総合区政会議の開催

総合区において、総合区政会議を開催することとし、その運営の基本となる事項については、総合区設置条例制定後、総合区設置の日までに、条例で定めるものとする。

(2) 総合区政会議の委員の意見を求める事項

総合区政会議の委員の意見を求める事項としては、総合区の区域に係る総合的な計画に関する事項、総合区の区域内の基礎自治に関する施策等のうち主要なもの及びその予算に関する事項など、現在の区政会議と同様の事項を基本とする。

総合区長は、総合区政会議における委員の意見を勘案し、必要があると認めるときは、その権限の範囲内において適切な措置を講じなければならない。

また、市長は、総合区長が上記措置を講ずることができるようできる限り配慮するものとする。

(3) 総合区政会議の委員の要件等

- ア 総合区政会議の委員については、地域協議会委員のうちから推薦された者、地域団体から推薦された委員、公募委員及び学識経験者等のうちから総合区長が選定するものとする。
- イ 総合区政会議の委員の任期は2年とする。
- ウ 総合区政会議の委員の定数は10人以上50人以下の範囲内で、総合区長が決定するものとする。
- エ 総合区政会議の委員には、報償金その他の業務の対価を支払わないものとする。ただし、総合区政会議の委員は、費用弁償相当額を受けることができるものとする。

9 地域自治区

(1) 地域自治区の設置

法第202条の4第1項の規定に基づき、総合区設置の日に、現在の24区単位で地域自治区を設置するものとする。

(2) 地域自治区の名称

地域自治区の名称は、現在の区の名称の「区」に代えて「地域自治区」を付したものとする。

(3) 地域自治区の事務所

各地域自治区に事務所を置き、総合区役所の所管とする。

地域自治区の事務所の位置は、現在の区役所の位置とし、その名称は、地域自治区の名称に「事務所」を付したものとする。

地域自治区の事務所においては、住民に対する窓口事務、市民協働関係事務などを実施するものとする。

(4) 地域協議会の設置

法第202条の5第1項の規定に基づき、各地域自治区に地域協議会を設置する。

地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項については、総合区設置条例制定後、総合区設置の日までに、条例で定めるものとする。

(5) 地域協議会の意見

地域協議会は、法第202条の7第1項各号に掲げる事項のうち、市長、総合区長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長、総合区長その他の市の機関に意見を述べることができる。

法第202条の7第2項に掲げる、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない、条例で定める市の施策の重要事項は、住民生活に密接に関係する重要な施設の設置又は廃止に関する事項などを基本に、総合区設置条例制定後、総合区設置の日までに、決定するものとする。

法第202条の7第3項の規定により、市長、総合区長その他の市の機関は、地域協議会の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(6) 地域協議会の委員の要件等

ア 地域協議会の委員については、地域自治区の区域内に住所を有する者のうち、地域団体から推薦された委員、公募委員及び学識経験者等から総合区長の意見を聴き、市長が選任するものとする。

- イ 地域協議会の委員の任期は2年とする。
- ウ 地域協議会の委員の定数は10人以上50人以下の範囲内で、総合区長の意見を聴き、市長が決定するものとする。
- エ 地域協議会の委員には、報酬を支給しないものとする。ただし、地域協議会の委員は、費用の弁償を受けることができるものとする。

10 町の名称

町の名称の取扱いについては、地域の歴史などを考慮し、総合区設置条例制定後、総合区設置の日までに住民の意見を踏まえて定めるものとする。

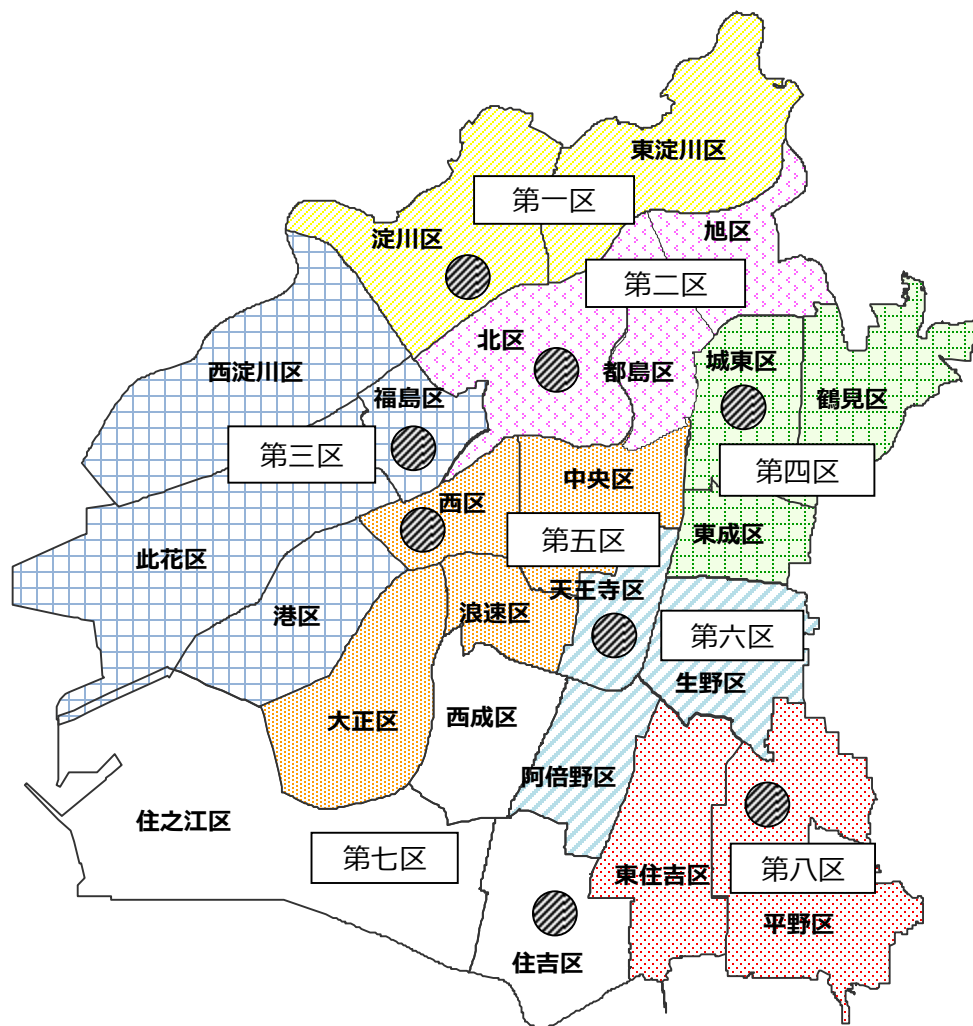
11 総合区の設置の日

総合区の設置の日は、市長が定めることとし、総合区設置条例制定から約2年後を目途とする。

12 その他

その他、総合区の設置及び運営を円滑に進めるため必要となる事項については、本制度案に示す内容を踏まえ、必要な規定整備等を着実にを行うものとする。

【総合区の区割り図】



● : 総合区役所の位置

総合区名（仮称）	総合区役所の位置
第一区	現淀川区役所
第二区	現北区役所
第三区	現福島区役所
第四区	現城東区役所
第五区	現西区役所
第六区	現天王寺区役所
第七区	現住吉区役所
第八区	現平野区役所

別表1 現在の24区役所が実施しており、引き続き総合区役所が実施する事務

No.	引き続き総合区役所が実施する事務
1	総合区役所の文書、人事、予算、決算及び物品に関すること
2	区役所の職制に関すること
3	庁舎の維持管理に関すること
4	区行政に係る事項の調査及び企画に関すること
5	広報及び市民の各種相談その他広聴に関すること
6	事業所及び出先行政機関との連絡調整その他区内における事務事業の総合調整に関する こと
7	財産区に関すること
8	統計調査に関すること
9	自衛官の募集に関すること
10	区選挙管理委員会に関すること
11	地域の振興に関すること
12	地縁による団体の認可等に関すること
13	区内の市民公益活動の推進に関すること
14	地域の防犯対策及び安全対策に関すること

No.	引き続き総合区役所が実施する事務
15	防災及び災害救助に関すること
16	空家等に関する対策に関すること（区長が定めるものに限る。）
17	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること
18	区役所附設会館、地域集会施設その他の地域福祉施設(他の所管に属するものを除く。)に関すること
19	水難救護法による事務に関すること
20	区内の社会教育、生涯学習及び人権施策の推進に関すること
21	住居表示に関すること
22	自動車の臨時運行の許可に関すること
23	戸籍及び住民基本台帳に関すること
24	印鑑登録及び電子署名に係る認証業務に関すること
25	外国人の在留管理に関すること
26	通知カード及び個人番号カードに関すること
27	国民健康保険に関すること
28	後期高齢者医療に関すること
29	国民年金及び特別障害給付金に関すること

No.	引き続き総合区役所が実施する事務
30	埋火葬の許可に関する事
31	市税に係る証明書の交付に関する事
32	農地对価等の納入通知に関する事
33	市税の収納に関する事
34	学齡児童及び生徒の就学、小学校及び中学校の通学区域の設定その他区内の学校事務に関する事
35	保健福祉に係る総合相談及び地域支援に関する事
36	地域における保健福祉事業に係る調査、企画及び連絡調整に関する事
37	民生委員及び児童委員に関する事
38	成年後見制度に係る審判の請求に関する事
39	生活困窮者自立支援法に定める事務に関する事
40	生活保護法に定める事務に関する事
41	行旅死病人の取扱い等に関する事
42	こども医療費、老人医療費その他医療費の助成に関する事
43	児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める事務に関する事

No.	引き続き総合区役所が実施する事務
44	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める事務に関すること
45	老人福祉法に定める事務に関すること
46	子ども・子育て支援法に定める事務に関すること
47	養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること
48	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること
49	児童手当(職員に係るものを除く。)及び子ども手当(職員に係るものを除く。)に関すること
50	戦傷病者戦没者遺族等援護法に定める事務に関すること
51	母子・父子自立支援員に関すること
52	家庭児童相談に関すること
53	児童虐待の防止及び相談並びに夫等からの暴力に係る相談に関すること
54	敬老優待乗車証の交付に関すること
55	養護者による高齢者虐待の防止、相談及び調査に関すること
56	介護保険及び介護予防に関すること
57	母子保健及び成人保健に関すること
58	歯科疾患の予防に関すること

No.	引き続き総合区役所が実施する事務
59	栄養の指導、食育及び栄養改善関係団体の指導育成に関すること
60	公害健康被害の補償等に関する法律に関すること
61	感染症予防、予防接種及びその他疾病予防に関すること
62	難病及び特定疾患の対策に関すること
63	医療法に基づく許可申請、届出等に関すること
64	医師免許等に関すること
65	保健師業務に関すること
66	環境衛生、食品衛生及び環境保全に係る相談、調査及び連絡調整に関すること
67	狂犬病の予防並びに動物の愛護及び管理に関すること
68	その他住民に身近な行政サービスに関すること

別表2 局・室から移管して総合区役所が実施する事務

制度管理等の大阪市全体の統一性・一体性が求められる事務や高度な専門性が求められる事務など、大阪市全体の観点から局で実施する事務は移管する事務から除く。

分野	局・室から移管する事務	移管元所属
1. こども	所管施設の管理に関すること（保育所、幼稚園及び子ども・子育てプラザに限る。）	こども青少年局
	青少年施策に関する企画、調査及び連絡調整に関すること（成人の日記念事業（各区成人の日のつどい）に限る。）	
	青少年活動の推進及び青少年団体の育成に関すること（青少年指導員・青少年福祉委員に関する事務（委嘱・表彰）及び子ども会活動の推進事業に限る。）	
	放課後児童の健全育成に関すること（こども・青少年施策推進事業（放課後事業部会）を除く。）	
	児童福祉法に関すること（保育に関すること及び地域の子育て支援に関することに限る。ただし、認可保育所等の施設指導・監査を除く。）	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法及び児童扶養手当法に関すること（売店等の設置及び運営についての協議及び調査に関することに限る。）	
	要保護児童の福祉に関すること（区要保護児童対策協議会の専門性の強化に関することに限る。）	
	保育施策に関する企画、調査及び連絡調整に関すること（大規模開発事前協議及び風俗営業・旅館業法に関する警察からの調査への対応に限る。）	
	施設型給付費等の支給、実費徴収に係る補足給付及び延長保育事業に関する事など、子ども・子育て支援法に関すること（病児・病後児保育事業及び子どものショートステイ事業を除く。）	
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に関すること（認定こども園の設置認可等に関することに限る。）	
市立保育所の管理運営、保育活動の指導及び建物整備に関すること		
市立保育所の再編整備に関すること（市立保育所のあり方の検討（総括）、民営化等の進捗管理に関することを除く。）		

分野	局・室から移管する事務	移管元所属
2. 福祉	<p>所管不動産の管理並びに施設の建設及び改良に関すること (区への使用承認等により地域で使用している不動産の管理に限る。)</p> <p>西成市民館に関すること</p> <p>生活困窮者自立支援法に関すること (生活困窮者自立支援事業関係事務のうち委託業務関連事務に限る。)</p> <p>生活保護法に関すること (生活保護受給者等にかかる総合就職サポート事業及び子ども自立アシスト事業に係る委託業務関連事務に限る。)</p> <p>身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること (障がい者相談支援事業に係る委託業務関連事務及び身体障がい者・知的障がい者相談員にかかる相談員委嘱等関係事務に限る。)</p> <p>介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業等に関すること (認知症等高齢者支援地域連携事業に係る区医師会への委託業務関連事務に限る。)</p> <p>市設の老人福祉センターの管理運営に関すること</p> <p>高齢者の生きがいがづくり及び社会参加の促進に関すること (高齢者の生きがいと健康づくり推進事業に限る。)</p> <p>その他高齢者の福祉に関すること (認知症サポーター等養成業務及び寝具洗濯乾燥消毒サービス事業に限る。)</p>	福祉局
3. 健康・保健	母子保健に関すること (地域ふれあい子育て支援室事業に限る。)	こども青少年局
4. 教育	<p>市立幼稚園の管理運営及び建物整備に関すること</p> <p>幼児の就園奨励に関すること (就園奨励費補助事業に関するものを除く。)</p> <p>教育改革及び区における教育行政の推進に係る総合的企画、調査及び連絡調整に関すること (保護者、地域住民等の参画のための会議及び区教育行政連絡会に関することに限る。)</p> <p>学校の適正配置に関すること (区内の小学校及び中学校の規模及び配置の適正化に係る再編計画案の作成並びに教育委員会が決定した適正配置対象校の実施に関することに限る。)</p> <p>児童及び生徒の就学に関すること (区内の小学校及び中学校における学校選択制並びに指定校変更の方針案の作成に関することに限る。)</p>	こども青少年局 教育委員会事務局

分野	局・室から移管する事務	移管元所属
4. 教育	<p>教育機関の建物及び設備の整備並びに教育機関の用に供する不動産の管理に関する事（小中学校の壁面緑化及び芝生化に関する事に限る。）</p> <p>教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他身分取扱に関する事（区内の学校長（幼稚園長を含む）の人事に係る意見書の作成に関する事に限る。）</p> <p>PTAに関する事（区PTA地域教育活動研修会の開催に関する事に限る。）</p> <p>社会教育における人権教育の推進に関する事（新今宮文庫の運営に関する事に限る。）</p> <p>生涯学習及び地域教育の振興に係る連絡調整並びに事業の推進に関する事（生涯学習推進員及び「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業に係るコーディネーターの委嘱並びに地域識字・日本語交流教室及び識字教室の実施に関する事に限る。）</p> <p>学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業など、学校の教育活動に係る事業の企画及び実施に関する事</p> <p>児童及び生徒の保健衛生に関する事（学校保健推進事業に関する事に限る。）</p> <p>教育相談に関する事（スクールソーシャルワーカー活用事業に関する事に限る。）</p> <p>児童及び生徒の就学奨励に関する事（進路選択事業のうち、高等学校への進学を希望する生徒及び保護者を対象とした説明会及び相談会の開催に関する事に限る。）</p>	教育委員会事務局
	<p>学校図書館の活用促進に関する事（学校図書館に配置する学校図書館補助員の配置計画の作成に関する事に限る。）</p>	教育委員会事務局 （中央図書館）
5. 環境	<p>施設の建設及び維持管理に関する事（プール、さざんか会館、東淀工場付帯施設、桜島地区集会所、鶴見区緑地帯及び霊園に限る。ただし、大阪プール、泉南メモリアルパーク、瓜破霊園、服部霊園、北霊園及び南霊園を除く。）</p> <p>環境学習及び活動の推進に関する事（なにわエコライフ推進事業及び環境学習推進事業に限る。）</p> <p>都市環境の管理に係る監視、測定、情報の提供、規制指導及び調査研究に関する事（共同利用施設の維持管理・整備に関する事務及び水環境協働事業に限る。）</p> <p>環境美化に係る事業の実施、啓発及び市民活動の推進に関する事（清掃ボランティア活動の推進事業に限る。）</p>	環境局

分野	局・室から移管する事務	移管元所属
5. 環境	路上喫煙対策に関すること（たばこ市民マナー向上エリア制度に関する事務に限る。）	環境局
	霊園に関すること（泉南メモリアルパーク、瓜破霊園、服部霊園、北霊園及び南霊園を除く。）	
	一般廃棄物等の処理、減量化及び再生利用並びに環境美化に係る事業の推進に関すること（清掃ボランティア活動の促進事業及びたばこ市民マナー向上エリア制度に関する事務に限る。）	環境局（環境事業センター）
	花と緑のまちづくりの推進及び普及に関すること（市民協働に関連する事務に限る。） 樹木及び花卉の維持管理に関すること（幹線道路及び大規模公園を除く。）	建設局
6. 産業・市場	産業の振興に関すること（地域経済活力創造事業及び商業魅力向上事業（ソフト事業）に限る。）	経済戦略局
7. 都市魅力	文化事業の企画及び調整に関すること（文化創造拠点ネットワーク形成事業、創造を楽しむ元気な地域づくりの推進、文学碑維持管理及び現代芸術振興事業に限る。）	経済戦略局
	市民文化の普及及び向上に関すること（文化創造拠点ネットワーク形成事業、創造を楽しむ元気な地域づくりの推進、文学碑維持管理及び現代芸術振興事業に限る。）	
	芸術及び芸能の振興に関すること（文化創造拠点ネットワーク形成事業、創造を楽しむ元気な地域づくりの推進、文学碑維持管理及び現代芸術振興事業に限る。）	
	文化施設の管理運営に関すること（適塾史跡公園に限る。） スポーツ及びレクリエーションの振興に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること（生涯スポーツ事業に限る。）	
8. まちづくり	都市景観に係る調査及び計画の立案に関すること（わがまちナイススポットの発見に関することに限る。）	都市計画局
	特定地域における開発計画及び特命による民間活力等を活用した開発計画の企画、立案及び連絡調整に関すること（企画検討・エリアマネジメントに限る。）	
	市有地の有効活用に関すること（企画検討に限る。）	
	まちづくり支援施策の企画、推進及び連絡調整に関すること	

分野	局・室から移管する事務	移管元所属
8. まちづくり	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に関する法律に基づく施策の企画及び推進に関すること（バリアフリー基本構想及び交通バリアフリー化の推進等の企画検討に限る。）	都市計画局
	住宅に係る調査、施策の企画及び連絡調整に関すること（空家等利活用や住まいに関する普及啓発等の企画検討に限る。）	都市整備局
	HOPEゾーン事業に関すること（地域支援、修景整備及び情報発信に限る。）	
	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導及び耐震改修計画の認定並びに建築物の耐震化に係る助成に関すること（普及啓発等の企画検討に限る。）	
	道路占用及び屋外広告物に関すること（大規模構造物及び幹線道路を除く。）	建設局
	自転車駐車場及び放置自転車対策に関すること	建設局（工営所）
道路の維持修繕及び管理に関すること（幹線道路を除く。）		
9. 都市基盤整備	道路等の清掃計画及び作業の指導監督に関すること（幹線道路を除く。）	環境局
	特定の道路及び橋梁の清掃作業に関すること（幹線道路を除く。）	環境局（環境事業センター）
	道路占用及び屋外広告物に関すること（大規模構造物及び幹線道路を除く。）	建設局
	道路及び公園の不法占拠の処理に関すること（幹線道路及び大規模公園を除く。）	
	業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること（工営所及び公園事務所に関する事務に限る。）	
	道路掘さく工事の指導及び道路の監察に関すること（幹線道路を除く。）	
	道路、公園、緑地の管理運営の計画及び連絡調整に関すること（幹線道路及び大規模公園を除く。）	
	道路施設及び公園施設の電気機械設備の維持管理に係る連絡調整に関すること（幹線道路及び大規模公園を除く。）	
	道路及び附属施設の維持管理に関すること（大規模構造物及び幹線道路を除く。）	
	道路関係工事の受託施行に関すること（幹線道路を除く。）	

分野	局・室から移管する事務	移管元所属
9. 都市基盤整備	その他道路の管理に関する事（幹線道路を除く。）	建設局
	公園、緑地及び公園施設の管理運営に関する事（大規模公園を除く。）	
	花と緑のまちづくりの推進及び普及に関する事（大規模公園を除く。）	
	樹木及び花卉の維持管理に関する事（幹線道路及び大規模公園を除く。）	
	公園、緑地及び公園施設の整備に関する事（部分的な更新及び修繕に関する事務に限る。ただし、大規模公園を除く。）	
	道路の維持修繕及び管理に関する事（幹線道路を除く。）	建設局（工営所）
公園の管理運営並びに収納金の徴収に関する事（大規模公園を除く。）	建設局（公園事務所）	
樹木及び花卉の管理に関する事（幹線道路及び大規模公園に係る事務を除く。）		
10. 住民生活	所管建物の営繕に関する事（スポーツセンター及びプールに限る。ただし、大阪プールを除く。）	経済戦略局
	スポーツ施設の管理運営に関する事（スポーツセンター及びプールに限る。ただし、大阪プールを除く。）	
	区役所附設会館の連絡調整に関する事（指定管理者選定に関する事に限る。）	市民局
	町区域新設等の告示に関する事	
	ポートピア梅田環境整備事業補助金に関する事	
	人権施策の総合的企画、調査、推進及び連絡調整に関する事（多文化共生施策の推進に関する事務（普及啓発）に限る。）	
	男女共同参画施策の総合的企画、調査、推進及び連絡調整に関する事（普及啓発に関する事に限る。）	
	区役所住民情報業務等民間委託事務など、区政改革に係る調査、企画及び総合調整に関する事	
コミュニティビジネス等促進事業など、地域活動の活性化に関する施策に係る調査、企画及び総合調整に関する事		

分野	局・室から移管する事務	移管元所属
10. 住民生活	子どものための「見守りカメラ」設置事業など、犯罪被害の防止その他安全なまちづくりに関する総合的企画、調査、推進及び連絡調整に関すること	市民局
	人権問題の啓発及び研修に関すること（地域密着型市民啓発事業に関することに限る。）	市民局（人権啓発・相談センター）
	施設の建設及び維持管理に関すること（プール、さざんか会館、東淀工場付帯施設及び桜島地区集会所に限る。ただし、大阪プールを除く。）	環境局
11. 消防・防災	危機管理に関する基本的な施策の企画及び連絡調整に関すること（ターミナル駅周辺（エリア別）対策への支援事業に限る。）	危機管理室
	災害時避難所の案内板の設置など、危機事態に係る被害の予防等に係る意識の啓発に関すること	

別表3 地域自治区単位で実施する事務

総合区役所が実施する政策・企画関係の事務や窓口サービスに係る調整・支援関係の事務は除く。

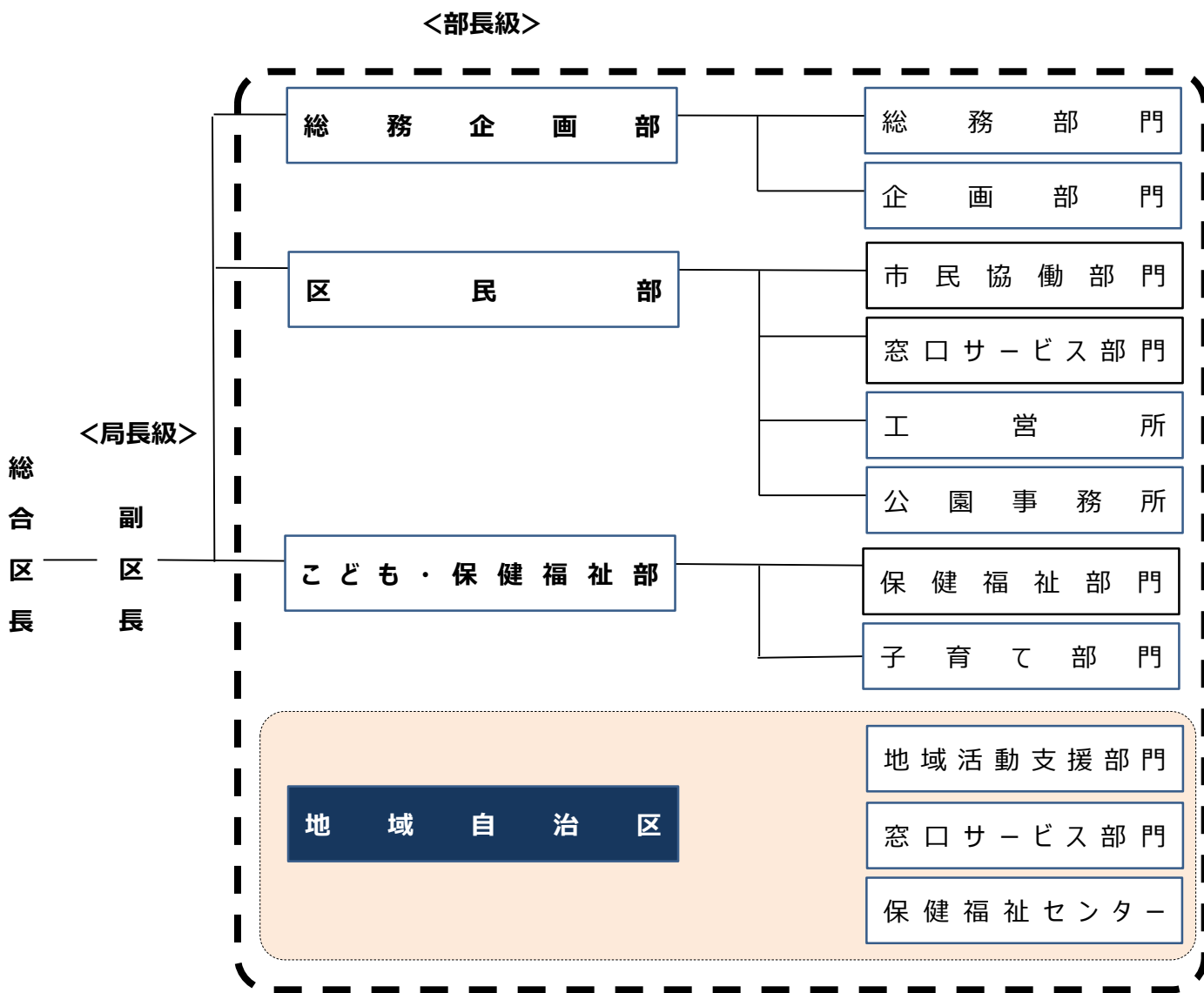
No.	地域自治区単位で実施する事務
1	地域自治区の事務所の文書、決算及び物品に関すること
2	庁舎の維持管理に関すること
3	区行政に係る事項の調査及び企画に関すること
4	広報及び市民の各種相談その他広聴に関すること
5	自衛官の募集に関すること
6	地域の振興に関すること
7	区内の市民公益活動の推進に関すること
8	地域の防犯対策及び安全対策に関すること
9	防災及び災害救助に関すること
10	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること
11	区役所附設会館、地域集会施設その他の地域福祉施設(他の所管に属するものを除く。)に関すること
12	区内の社会教育、生涯学習及び人権施策の推進に関すること
13	住居表示に関すること

No.	地域自治区単位で実施する事務
14	自動車の臨時運行の許可に関する事
15	戸籍及び住民基本台帳に関する事
16	印鑑登録及び電子署名に係る認証業務に関する事
17	外国人の在留管理に関する事
18	通知カード及び個人番号カードに関する事
19	国民健康保険に関する事
20	後期高齢者医療に関する事
21	国民年金及び特別障害給付金に関する事
22	埋火葬の許可に関する事
23	市税に係る証明書の交付に関する事
24	市税の収納に関する事
25	学齢児童及び生徒の就学、小学校及び中学校の通学区域の設定その他区内の学校事務に関する事
26	保健福祉に係る総合相談及び地域支援に関する事
27	地域における保健福祉事業に係る調査、企画及び連絡調整に関する事
28	民生委員及び児童委員に関する事

No.	地域自治区単位で実施する事務
29	生活困窮者自立支援法に定める事務に関すること
30	生活保護法に定める事務に関すること
31	こども医療費、老人医療費その他医療費の助成に関すること
32	児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める事務に関すること
33	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める事務に関すること
34	老人福祉法に定める事務に関すること
35	子ども・子育て支援法に定める事務に関すること
36	養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること
37	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること
38	児童手当(職員に係るものを除く。)及び子ども手当(職員に係るものを除く。)に関すること
40	母子・父子自立支援員に関すること
41	児童虐待の防止及び相談並びに夫等からの暴力に係る相談に関すること
42	敬老優待乗車証の交付に関すること
43	養護者による高齢者虐待の防止、相談及び調査に関すること

No.	地域自治区単位で実施する事務
44	介護保険及び介護予防に関すること
45	母子保健及び成人保健に関すること
46	歯科疾患の予防に関すること
47	栄養の指導、食育及び栄養改善関係団体の指導育成に関すること
48	公害健康被害の補償等に関する法律に関すること
49	感染症予防、予防接種及びその他疾病予防に関すること
50	難病及び特定疾患の対策に関すること
51	保健師業務に関すること
52	環境衛生、食品衛生及び環境保全に係る相談、調査及び連絡調整に関すること
53	狂犬病の予防並びに動物の愛護及び管理に関すること。
54	その他総合区長が特に必要と認める事項

【総合区役所の組織体制（イメージ）】



※組織名称等はイメージを表すもの

具体的な組織体制及び事務分担については、総合区設置条例制定後、総合区設置の日までに決定

※地域自治区は現在の24区単位で設置